

令和6年度環境物品等の調達実績の概要

国 土 交 通 省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、令和6年度の環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

I. 令和6年度の経緯

令和6年度は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月22日閣議決定)に基づいて環境物品等の調達を推進した。

II. 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、物品等の調達については別表1、公共工事については別表2のとおりである。

1. 物品・役務

(1) 目標達成状況等

調達方針において、基本方針の判断の基準(以下「判断の基準」という。)を満足する物品の調達量の調達総量に対する割合により目標設定を行った品目については、全て100%を目標としていたところである。一部の品目については、判断の基準を満足するものを調達することができなかったものの、調達方針に定めた目標を概ね達成している。

(2) 判断の基準を満足しない物品について

判断の基準を満足する物品が調達できなかった理由は、機能・性能上の必要から判断の基準を満足しない製品を入手せざるを得なかった、もしくは調達を要する物品の仕様に対応する製品が製造されていない等のため入手できなかったことによる。

2. 公共工事

(1) 目標達成状況等

公共工事の構成要素である資材、建設機械の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、調達方針に掲げられている資材、建設機械を使用した公共工事の調達を積極的に推進することとしている。

調達方針において、判断の基準を満足する物品の調達量の調達総量に対する割合により目標設定を行った品目については、全て100%を目標としていたところであるが、調達方針に定めた目標を概ね達成している。

(2) 判断の基準を満足しない品目について

事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることも留意しつつ、調達実績を踏まえ、引き続き、より適切なものとなるように検討していく。

Ⅲ. 特定調達品目以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品以外の環境物品等の調達に際しても、出来る限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。

Ⅳ. その他の環境物品等の調達の推進に関する事項の報告

調達方針に基づき、調達する品目に応じて、既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。

Ⅴ. 令和6年度調達実績に関する評価

令和6年度の調達については、調達方針に定めた目標を概ね達成しているが、一部の品目については機能・性能上の必要性等の理由により、目標達成ができなかったものもあった。

令和7年度以降の調達においても、環境負荷の低減を図るというグリーン購入法の趣旨を徹底し、環境物品等の調達の推進に努めていくこととする。

また、公共工事については、その構成要素である資材等の使用に当たって、事業毎の特性等を留意しつつ、調達を推進していくこととする。